

Second Opinion: ソーシャルボンドとしての TICAD 債

発行日：2019年8月28日
発行者：株式会社日本総合研究所

I. 要約

1. 本資料の目的

本資料の目的は、独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）が有償資金協力事業の資金調達を目的として発行する国際協力機構債（JICA 債）のうち、アフリカ地域における事業に調達資金が充当される第 50 回 JICA 債である「TICAD 債」について、国際資本市場協会（ICMA: International Capital Market Association）が発行するソーシャルボンド原則 2018 年版（SBP : Social Bond Principle 2018）が示すフレームワークに基づく外部レビューを行い、その結果を株式会社日本総合研究所（以下、日本総研）のセカンド・オピニオンとして公表するものである。

2. 発行者の役割とレビュー範囲

日本総研の役割は SBP が推奨する債券発行主体に対する外部レビューを実施するコンサルタントとして位置づけられる。SBP が示す外部レビューは「セカンド・オピニオン」、「検証」、「認証」、「ソーシャルボンドスコアリング／格付け」の 4 種類に分類されるが、本資料はそのうち「セカンド・オピニオン」に該当する。本資料のレビュー範囲は、JICA のアフリカ地域における有償資金協力事業に調達資金が充当される TICAD 債であり、SBP が基本原則として示す「資金使途」、「事業評価・選定プロセス」、「資金管理」、「レポートニング」の 4 項目に沿って評価を行う。

3. セカンド・オピニオン（要約版）

「TICAD 債」を SBP が示す 4 項目に基づきレビューした結果、「TICAD 債」は SBP が示す、社会課題への対応を目的としたソーシャルボンドの特性に従うものとして評価する。加えて、選定された対象事業は、TICAD IV「横浜行動計画」、TICAD V「横浜行動計画 2013-2017」および TICAD VI「ナイロビ実施計画」で示されたアフリカ開発方針に何れも合致し、SDGs が示す各目標の達成にも貢献するものである。

「資金使途」について、TICAD 債の調達資金が充当される有償資金協力事業は、その対象セクターおよびアフリカ地域の対象国選定において明瞭な適格基準が設定されていると言える。

「事業評価・選定プロセス」について、対象事業は適格基準に基づき、セクターや対象国のバランスを考慮して評価・選定されており、特に運輸案件はより効果の発現が期待される回廊開発に資する案件が多い。また、有償資金協力業務を含む JICA 事業では SBP が推奨する外部評価の体制が十分に整備されており、透明性の担保と情報開示を実現できていることを評価する。

「資金管理」について、TICAD 債を含む JICA 債全体の調達資金は十分に透明性のあるシステムの下で管理されている。その上で TICAD 債の調達資金については管理が区分される予定である。

「レポートニング」について、TICAD 債の対象事業の効果や調達資金の充当状況を取りまとめたインパクトレポートの公開が予定されており、これまで発行してきた JICA 債と比較し、対象事業のインパクトを投資家により具体的に分かりやすく情報提供ができる点を評価する。

II. 本編

目次

目次	2
1. JICA について	3
(1) 組織概要	3
(2) 組織方針	3
(3) JICA 債	4
(4) TICAD 債	4
2. 評価フレームワーク	6
(1) ソーシャルボンド原則	6
(2) 対象事業の評価手法	7
3. TICAD 債の現状	9
(1) 資金使途	9
(2) 事業評価・選定プロセス	11
(3) 資金管理	13
(4) レポーティング	13
4. セカンド・オピニオン	14
(1) ソーシャルボンド原則との準拠性	14
(2) 対象事業の評価	17
(3) 結論	23
参考資料一覧	24
株式会社日本総合研究所について	25
免責事項	26

1. JICA について

(1) 組織概要

① 目的

JICA は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

② 業務内容

前項①の目的を達成するために主に以下の業務を行っている。

- ・ 技術協力
- ・ 有償資金協力
- ・ 無償資金協力
- ・ 国民等の協力活動の促進
- ・ 海外移住者・日系人への支援
- ・ 技術協力のための人員の養成及び確保
- ・ 調査および研究
- ・ 緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与
- ・ 国際緊急援助隊の派遣

(2) 組織方針

① ビジョン／ミッション／アクション

- ・ ミッション：
JICA は、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現します。
- ・ ビジョン：
信頼で世界をつなぐ
JICA は、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。
- ・ アクション：
 1. 使命感：誇りと情熱をもって、使命を達成します。
 2. 現場：現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
 3. 大局観：幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
 4. 共創：様々な知と資源を結集します。
 5. 革新：革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

(2017 年 7 月改訂)

② 中期目標および年度計画

独立行政法人国際協力機構第4期中期目標（平成29年4月～平成34年3月）に基づき、2019年度計画では、目標達成に向けた以下の項目を日本の開発協力の重点措置として掲げている。

1. 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
2. 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進、
3. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、
4. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築、
5. 地域の重点取り組み
6. 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献、
7. 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大、
8. 事業実施基盤の強化

③ コーポレートガバナンス

JICAは、独立行政法人通則法（通則法）に定める内部統制を推進するべく、業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備している。当該内部統制の体制の下で、コンプライアンス、金融リスク、安全管理、情報セキュリティ等の委員会を設置し審議を行っている。

組織の業績評価については、通則法に基づき、②に示した5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を策定する。その後、年度終了後に自己評価を実施し、その結果を主務大臣に報告し、主務大臣からの評価を受ける。評価結果については外務省及びJICAのホームページで公開されている。

(3) JICA債

JICA債とは、JICAが実施する有償資金協力事業に必要な財源を充てるために発行する国際協力機構債のことを指し、2008年より実施している財投機関債による国内資本市場からの資金調達と、2014年より実施している政府保証外債による海外資本市場からの資金調達の二つを総称したものである。調達資金の全額が充当される有償資金協力事業とは、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で公共事業等の開発資金を貸し付けることによって開発途上国の経済・社会発展への取り組みを支援するものである。

なお、日本政府が策定したSDGs実施指針においては、「社会貢献債（JICA債）」の発行により、国内の民間資金を動員し、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献することが具体的取り組みの中に挙げられている。

(4) TICAD債

TICADとは、Tokyo International Conference on African Development（アフリカ開発会議）の略であり、アフリカの開発をテーマとする国際会議である。1993年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画（UNDP）、アフリカ連合委員会（AUC）及び世界銀行と共同で開催しているものである。TICAD債とは、TICADが示す目標に貢献し得ると考えられるアフリカ地域の有償資金協力事業を資金用途とし、国内財投機関債として発行する第50回国際協力機構債（JICA債）のことを指す。その対象事業の一覧および、各事業への資金の充当割合（予定）を下図表に示す。

図表 1 TICAD 債対象事業

No.	対象国	事業名	セクター	資金の充当割合 (予定)
1	ケニア	オルカリア I 4・5号機地熱発電事業	再生可能エネルギー	18%
2	ケニア	オルカリア V 地熱発電開発事業		
3	エジプト	ハルガダ太陽光発電事業		
4	ケニア	ムエア灌漑開発事業	灌漑	13%
5	タンザニア	小規模灌漑開発事業		
6	ケニア	モンバサ港周辺道路開発事業	運輸	18%
7	ルワンダ	ルスモーカヨンザ区間道路改良事業		
8	ルワンダ	ンゴマ-ラミロ区間道路改良事業		
9	ガーナ	東部回廊ボルタ川橋梁建設事業		
10	ウガンダ	ナイル架橋建設事業		
11	ウガンダ	カンパラ立体交差建設・道路改良事業		
12	ボツワナ	カズングラ橋建設事業		
13	モザンビーク	マンディンバ-リシंगा間道路改善事業		
14	ザンビア	カズングラ橋建設事業		
15	ブルキナファソ	グンゲン-ファダングルマ間道路整備事業		
16	カメルーン	バチェンガ-レナ間道路整備事業		
17	カメルーン	ヤウンデーブラザビル国際回廊整備事業 (ミントム-レレ間)		
18	コートジボワール	アビジャン三交差点建設事業		
19	カーボヴェルデ	サンティアゴ島上水道システム整備事業		
20	セネガル	マメル海水淡水化事業		
21	モロッコ	地方都市上水道整備事業		
22	モロッコ	フェズ・メクネス地域上水道整備事業		
23	チュニジア	地方都市給水網整備事業		
24	エチオピア	女性起業家支援事業	ジェンダー	15%
25	複数国	Women's World Banking 女性の金融アクセス向上事業 (予定)		
26	エジプト	人材育成事業 (エジプト・日本教育パートナーシップ)	教育	18%
27	エジプト	エジプト日本学校支援プログラム (エジプト・日本教育パートナーシップ)		
28	モロッコ	基礎教育セクター支援事業		

2. 評価フレームワーク

(1) ソーシャルボンド原則

本資料の評価は国際資本市場協会（ICMA）が示すソーシャルボンド発行時の自主的ガイドラインである、ソーシャルボンド原則 2018年版（SBP）が示すフレームワークに基づき実施する。

SBPは債券発行時の情報の透明性のあるプロセスと情報開示を目的としたものであり、基本原則として「資金使途」、「事業評価・選定プロセス」、「資金管理」、「レポートイング」の4項目の情報開示を債券発行主体に求めている。以下に4項目の詳細を記す。

① 資金使途

調達した資金がどのような事業に使われるかの適格基準を明確にする項目。ソーシャルボンド（SB）と称して資金調達を行う事業に対しては、債券発行体が出来る限り定量化した社会へのベネフィットを明確に示すことが求められている。

② 事業評価・選定プロセス

前項①で示した適格基準や社会面での目標を踏まえ、どのように対象事業を評価・選定するかを示す項目。また、対象事業の除外基準や事業を実施することに起因する社会面、環境面でのリスク管理方法についても明確にすることが求められている。SBPは本プロセスにおける透明性の確保のためには、外部評価の活用を推奨している。

③ 資金管理

発行体が調達資金を適切な口座で管理し、資金使途で示した以外のものには利用されないような仕組みの有無を確認する項目。透明性を確保するために、監査人の起用や第三者機関による監査、または自己監査の実施が推奨されている。

④ レポートイング

発行体が調達資金の資金使途の結果を都度更新しているかを確認する項目。調達した資金が充当されたプロジェクトの概要、金額、想定されるインパクト等を公開することが求められている。特にインパクトについては定量的指標、定性的指標、その主要な評価手法や評価仮説などの記載が推奨されている。

SBPが示すSBの資金使途の対象とされる事業や受益者は、以下のように例示されている

想定される事業	想定される受益者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的インフラストラクチャー（清潔な飲料水、下水、公衆衛生、運輸等） ・ 社会サービスへのアクセス（健康、教育、職業訓練、ヘルスケア、金融サービス） ・ 低価格住居 ・ 雇用創出（中小企業向け金融サービスやマイクロファイナンスを通じたもの） ・ 食糧問題 ・ 社会経済開発や啓発運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困ラインを下回る生活水準の人々 ・ 除外・迫害された人々やコミュニティ ・ 災害被災者を含む脆弱なグループ ・ 身体に障害のある人々 ・ 移民、あるいは移住を強いられた人々 ・ 十分な教育を受けられない人々 ・ 恵まれない人々 ・ 失業している人々

(2) 対象事業の評価手法

TICAD 債の対象事業について、前項 (1) で示したソーシャルボンド原則が示す内容を考慮しながら、以下の視点で評価を行う。

① セクター別 評価事項

対象セクター別に、1) どのようなポジティブなインパクト (定量的/定性的効果) が創出されるか、2) 如何にしてネガティブなインパクト (環境・社会側面) を軽減しているかについて確認する。また、SBP が示す「想定される受益者」にあるように、受益者の中でもより脆弱な環境に置かれた人々への配慮がなされているかを重視する。

対象セクター	ポジティブなインパクトの創出 (定量的/定性的効果)	ネガティブなインパクトの軽減 (環境社会配慮の検討状況)
再生可能 エネルギー	(定量的効果) ・送電端発電量 (GWh/年)	(環境側面) ・施工中/供用後の自然環境への配慮 (地熱) 地盤、地下水や大気への対策 (社会側面) ・施行中/供用後の安全・社会配慮 ・住民移転・土地収用
灌漑	(定量的効果) ・受益面積 (ha)	(環境側面) ・施工中/供用後の自然環境への配慮 (社会側面) ・施行中/供用後の安全・社会配慮 ・住民移転・土地収用 ・水利費や水利組合の状況
運輸 (道路・橋梁)	(定量的効果) ・所要時間の短縮時間 (時、分) ・平均交通量 (台/日)	(環境側面) ・施工中/供用後の自然環境への配慮 (道路) 車輛増に伴う大気汚染 (社会側面) ・施行中/供用後の安全・社会配慮 ・施工後の安全、交通事故対策 ・住民移転・土地収用
社会的サービス (上水道、海水淡水化)	(定量的効果) ・給水人口 (人) ・給水量 (m ³ /日)	(環境側面) ・施工中/供用後の自然環境への配慮 (淡水化) 施工後の排水処理 (社会側面) ・施行中/供用後の安全・社会配慮 ・住民移転・土地収用
ジェンダー	(定量的効果) ・金融サービスを受けた女性起業家の数 (人) ・支援した金融機関の女性顧客比率 (%)	(社会側面) ・受益者選定における社会包摂的な視点 ・(金融) 債権回収における配慮
教育	(定量的効果) ・学生数 (人)	(社会側面) ・受益者選定における社会包摂的な視点

② セクター共通 評価事項

- ・ SDGs（持続可能な開発目標）との整合性：
事業を通じて達成に貢献する主な目標、ターゲットを確認する。その際に ICMA が提供する、“Green and Social Bonds: A High-Level Mapping to the Sustainable Development Goals”（邦訳：グリーンボンド及びソーシャルボンド：持続可能な開発目標（SDGs）に照らしたハイレベルマッピング）を参照するが、その記載内容に限定するものではなく、事業内容に応じて検討する。
- ・ TICAD 成果文書との整合性：
事業が承諾された時期の TICAD の行動目標、行動計画との整合性を確認する。

3. TICAD 債の現状

本章では TICAD 債の現状の方針・取組みについて 2 章で示した SBP の 4 項目のフレームワークに基づき記載する。

(1) 資金使途

TICAD 債を含む JICA 債の資金使途は、JICA 法第 3 条の目的に合致する事業に対する、JICA 法第 13 条第 2 項同項イ（円借款：開発途上国政府・政府機関または国際機関等向け貸付）または同項ロ（海外投融資：日本または開発途上国の法人等に対する貸付・出資）に基づく出融資となる。

2015 年 2 月に、JICA の有償資金協力業務を含む日本政府の行う開発協力の基本方針として、開発協力大綱が閣議決定されており、有償資金協力業務は同大綱に従い実施される。同大綱の概要は下表のとおり。

図表 2 開発協力大綱の概要

開発協力大綱の概要	
①	理念
1)	開発協力の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・国際社会の平和と安定及び繁栄の確保 ・日本の平和と安定の維持・更なる繁栄の実現 ・安定性・透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現 ・普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護
2)	基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・非軍事的協力による平和と繁栄への貢献 ・人間の安全保障の推進 ・自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自律的發展に向けた協力
②	重点政策
1)	重点課題 <ul style="list-style-type: none"> ・「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 ・普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ・地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築
2)	地域別重点課題 <ul style="list-style-type: none"> ・世界の各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を戦略的、効果的かつ機動的に実施 ・地域統合、地域レベルでの取組、広域開発、連結性強化等の動きを踏まえる ・各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力の実施

出所：外務省

有償資金協力業務を含む開発協力の対象となる開発途上国は、国際連合及び世界銀行の基準に基づく所得階層により定義されている。TICAD 債の対象となるアフリカ地域の諸国の所得階層は下図表の通りである。

図表 3 所得階層 アフリカ地域 (2019 年度)

所得階層	一人あたり GNI	国
LDC	かつ貧困国 (US\$995 以下)	イエメン, ウガンダ, エチオピア, エリトリア, ガンビア, ギニア, ギニアビサウ, コモロ, コンゴ民主共和国, シエラレオネ, セネガル, ソマリア, タンザニア, チャド, 中央アフリカ, トーゴ, ニジェール, ブルキナファソ, ブルンジ, ベナン, マダガスカル, マラウイ, マリ, 南スーダン, モザンビーク, リベリア, ルワンダ
	又は貧困国 (US\$995 以下)	アンゴラ, キリバス, サントメ・プリンシペ, ザンビア, ジブチ, シリア, ジンバブエ, スーダン, ソロモン諸島, ツバル, バヌアツ, モーリタニア, レソト
低・中所得国	US\$ 996 以上 US\$ 3,895 以下	エジプト, エルサルバドル, ガーナ, カーボヴェルデ, カメルーン, ケニア, コソボ, コートジボワール, コンゴ共和国, サモア, スワジランド, チュニジア, ナイジェリア, モロッコ
中進国および卒業移行国	US\$ 3,896 以上	アルジェリア, アルバニア, アルメニア, アンティグア・バーブーダ, ガイアナ, ガボン, スリナム, 赤道ギニア, セントビンセント・グレナディーン, セントルシア, ドミニカ共和国, ドミニカ国, トンガ, ナウル, ナミビア, ニウエ, ボツワナ, マーシャル諸島, 南アフリカ, モーリシャス, モンテネグロ, リビア,

出所：JICA 資料を基に日本総研作成

第4回から第6回までのアフリカ開発会議の成果文書の概要は以下の通りである。

図表 4 TICAD (IV-VI) 成果文書

TICAD IV 「横浜行動計画」	TICAD V 「横浜行動計画 2013-2017」	TICAD VI 「ナイロビ実施計画」
✓ 成長の加速化 ➢ インフラ整備 ➢ 貿易・投資・観光 ➢ 農業・農村開発 ✓ MDGs 達成 ➢ コミュニティ開発 ➢ 教育 ➢ 保健 ✓ 平和の定着・グッドガバナンス ✓ 環境・気候変動問題への対処 ✓ パートナーシップの拡大	I. 経済成長の促進 II. インフラ整備・能力強化の促進 III. 農業従事者を成長の主人公に IV. 持続可能かつ強靱な成長の促進 V. 万人が成長の恩恵を受ける社会の構築 VI. 平和と安定、民主主義、グッドガバナンスの定着 VII. フォローアップ・メカニズム	ピラー1 経済の多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進（経済の多角化・産業化、質の高いインフラ、民間セクターと人材育成） ピラー2 質の高い生活のための強靱な保健システム促進（保健システムの強化、公衆衛生上の危機への対応、UHC、栄養） ピラー3 繁栄の共有のための社会安定化の促進（社会安定化と平和構築、テロと暴力的過激主義、地球規模の課題と挑戦） 多分野にわたる課題に対する戦略

出所：外務省資料を基に日本総研作成

以上のとおり、TICAD 債の資金使途は、JICA 法に定められた有償資金協力業務に限定され、その事業の対象分野は開発協力大綱に基づき作成される JICA の中期目標と年度計画によって決定されている。その後、所得階層に応じた対象国設定がなされ、対象国の各事業と各回の TICAD 成果文書との整合性が確認され、決定されたのが図表 1 に示す対象事業一覧である。

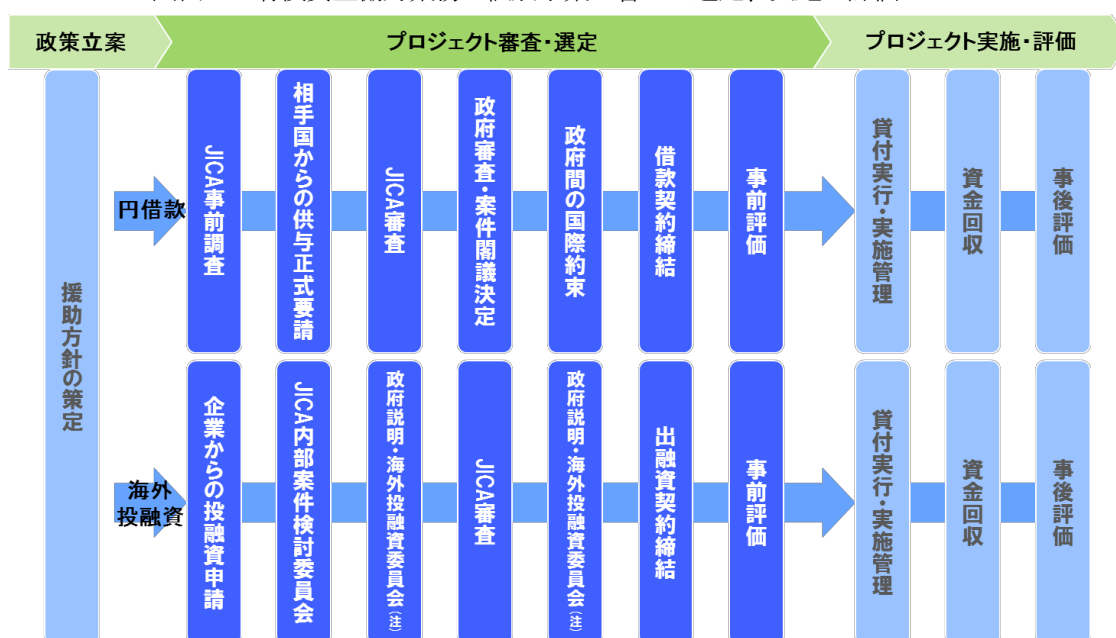
(2) 事業評価・選定プロセス

JICA の有償資金協力業務の個別事業は、日本政府・外部専門家を交えた審査・選定プロセスを経て、実施に至る。個別事業の審査・選定においては、JICA 法、開発協力大綱等の枠組みとの関係に加え、事業が実施される開発途上国の経済・社会開発計画と整合的であることを前提に、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）による国際的な事業評価の視点である「DAC 評価5項目」に用い、事業計画が検証されている。TICAD 債の対象事業については、承諾時点における TICAD の行動計画に記載ある内容へ準拠しているか否かの確認が審査実施前に行われている。

① 事業の審査・選定、実施・評価のプロセス

円借款、海外投融資の個別事業の審査・選定、実施・評価のプロセスは下図表の通りである。これらのプロセスを経た上で、最終的にセクター毎のバランスを考慮して決定されている。

図表 5 有償資金協力業務の個別事業の審査・選定、実施・評価プロセス



(注) 第三者から構成され、海外投融資の実施に関し、開発援助及び金融等の知見を踏まえて助言を行うもの。

出所：JICA 資料を基に日本総研作成

② 審査のポイント

JICA による審査は、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）による国際的な事業評価の視点である「DAC 評価5項目」を用いている。DAC 評価5項目は下記のとおりである。

1) 妥当性 (relevance)

プロジェクトの目標は、受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるかなどの正当性や必要性を問う。

2) 有効性 (effectiveness)

主にプロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社

会に便益がもたらされているかなどを問う。

3) インパクト (impact)

プロジェクトの実施によってもたらされる、正・負の変化を問う。直接・間接の効果、予測した・しなかった効果を含む。

4) 効率性 (efficiency)

主にプロジェクトの投入と成果の関係に着目し、投入した資源が効果的に活用されているかなどを問う。

5) 持続性 (sustainability)

プロジェクトで生まれた効果が、協力終了後も持続しているかを問う。

③ 環境・社会への配慮

JICA は、環境社会配慮に必要な JICA の責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針として、JICA 環境社会配慮ガイドラインを策定している。

JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、事業進捗の各段階における環境社会配慮について確認される。その手続きは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を分類する「スクリーニング」、実施を意思決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後までの「モニタリング」から成り立っている。上記の経過については個別事業ごとに JICA ホームページにて公開されている。

当該ガイドラインに基づき、事業形成の際にその事業特性と地域特性に応じて、環境社会配慮調査の実施検討を行うかを判断するための下図表のカテゴリ分類が行われる。その後、分類に応じた対応策がとられる。

図表 6 カテゴリ分類の概要

カテゴリ A	環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つような協力事業
カテゴリ B	環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられる協力事業
カテゴリ C	環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられる協力事業
カテゴリ FI	JICA の融資等が金融仲介者等に対して行われるために、融資承諾（或いはプロジェクト審査）前にサブプロジェクトが特定できないものの、環境への影響を持つことが想定される場合

出所：JICA 資料を基に日本総研作成

JICA は、環境社会配慮に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部の専門家からなる「環境社会配慮助言委員会」を常設しているのに加え、必要に応じて臨時委員会を任命している。環境社会配慮助言委員会の議事録は JICA ホームページにて公開されている。

また、JICA 環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保することを目的として、理事長直属の異議申立審査役を設置している。異議申立は JICA 環境社会配慮ガイドラインの不遵守の結果として、個別事業により実際に被害を受けた、あるいは将来被害を受けることを懸念する現地の住民 2 人以上により行うことができるものである。異議申立手続きの進捗状況については JICA ホームページにて公開されている。

④ 不正・腐敗防止の取組

JICA は、個別事業が適正に実施され、日本国民及び国際社会に対する説明責任を果たすようコンプライアンスの強化に努めている。その際、コンプライアンスの強化は、受け身にとどまるものではなく、問題を予防する、すなわち、不正腐敗防止対策という形で能動的に実施していく必要があると考えられている。こうした観点から、関係者の不正腐敗に関する認識を深め、不正対策の徹底を求めるため、不正腐敗の定義、不正腐敗防止のための制度、相手国政府・実施機関・企業が講じるべき取組等について解説したガイダンスを作成し、相手国政府・実施機関および事業を受注する企業等に配布している。

(3) 資金管理

今回発行する TICAD 債は、資金用途をアフリカ地域の有償資金協力事業に限定していることから、通常の JICA 債の資金管理のうち、TICAD 債の対象となる充当事業を担当部門が区分して管理していく予定である。なお、通常の JICA 債の資金管理方法は以下の通りである。

JICA 法第 17 条に基づき、有償資金協力業務とそれ以外の業務は、経理を区分し、それぞれの勘定（有償資金協力勘定、一般勘定）を設けて、整理されている。両勘定間の資金流用は認められていない。JICA 債の調達資金は、JICA 法第 32 条に基づき、有償資金協力事業を行うための必要な資金の財源とすることとされている。

JICA の資本金の全額は日本政府が出資していることから、日本国憲法第 90 条および会計検査院法第 20 条に基づき、その会計経理の正確性、合規性、経済性、効率性および有効性等の観点から、会計検査院の検査を受けるとともに、通則法 第 18 条および JICA 法第 8 条に基づき、3 名の監事を置き、通則法第 19 条に基づく業務の監査を受けている。また、通則法第 39 条に基づき、会計監査人（公認会計士または監査法人）による財務諸表、事業報告書会計に関する部分、決算報告書について監査を受けている。このように、JICA 債の調達資金の経理区分、資金用途の適切性は、これらの検査・監査の仕組みにより、常時点検・確認されている。

(4) レポーティング

調達資金は 2019 年度の対象事業の出融資に充当された後に、JICA ホームページの IR のページでインパクトレポートが開示される予定である。当該レポートでは、セクター別の充当割合及び事前評価に基づく対象事業実施によるインパクトが公開される予定である。仮に調達資金の全部が 2019 年度中に出融資に充当がされなかった場合、同対象事業の翌年度以降の出融資に充当する予定であり、そうした情報も順次ホームページを通じて情報公開される。

JICA の IR ページ: <https://www.jica.go.jp/investor/>

なお、有償資金協力業務の個別事業については、出融資契約締結後に事前評価表が作成され、全ての事業の概要は以下の URL で確認することができる。

JICA の有償資金協力検索ページ: https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php

4. セカンド・オピニオン

本章ではSBとしてのTICAD債の特性について、直近の事業実績を確認しながら、2章で示したSBPの4項目のフレームワークに基づき日本総研のセカンド・オピニオンを記載する。

(1) ソーシャルボンド原則との準拠性

① 資金使途

本項目はTICAD債で調達した資金がどのような事業に使われるかの適格基準のレビューを行い、その資金使途における透明性を評価するものである。レビューの結果、TICAD債の調達資金が充当される有償資金協力事業では、その対象業種および対象国選定において明瞭な適格基準が設定されていると言える。レビューの詳細を以下に記す。

TICAD債の対象事業の適格基準

TICAD債の調達資金は、JICA法に基づき有償資金協力事業に充当されることが明示されていることから、JICA債がSBとしての特性を持ち得ているか否かは、有償資金協力業務においてどのような適格基準を有し、それらがSBの特性に従っているかを確認する必要がある。SBPでは、SBの対象事業が社会に対する明確な恩恵を示すことが求められている。JICAの基本方針は、外務省が定める中期目標および、それに基づき作成されるJICA中期計画および年度計画に示されている(4ページ参照)。いずれの取り組み重点分野もSBの要件に沿った開発途上国の社会課題の解決に寄与する事業と判断できる。

支援事業の対象国の選定には国際連合及び世界銀行の基準に基づく所得階層を用いておりこれは明確な適格基準と言える。加えて、供与条件は所得階層の低い国ほど低金利の融資を受けられることから、よりSBの示す方向性に沿ったものであると言える。

一方で、国としての所得階層にかかわらず、当該国内での所得格差が存在すると考えられる。SBPが示す方向性を鑑み、各事業の受益者選定における社会包摂的な取り組みがより具体的に進められることが望ましい。

② 事業評価・選定プロセス

本項目は、前項①で示した適格基準を踏まえ、JICAがどのように対象事業を評価・選定しているかを評価するものである。レビューの結果、対象事業は適格基準に基づき、セクターや対象国のバランスを考慮して評価・選定されており、特に運輸案件はより効果の発現が期待される回廊開発に資する案件が選定されていることを確認した。また、有償資金協力業務を含むJICA事業ではSBPが推奨する外部評価の体制が十分に整備されており、透明性の担保と情報開示を実現できていることを評価する。レビューの詳細を以下に記す。

回廊開発による事業効果の促進

TICAD債の事業の評価選定プロセスにおいて、選定された運輸案件の多くはTICAD V、TICAD VIでの主要イニシアティブである回廊開発に資するものである。主要都市間を繋ぐ運輸回廊は内陸国の貿易を円滑にするものであり、TICADが目指す広域的な成長の加速化に寄与するものだと考えられる。

外部評価体制の充実

他の開発機関と比較し、JICA の独自性が見られる外部評価の枠組みを以下に記載する。JICA ではこうした第三者組織による事業の事前／事後の評価を実施し、事業全体における透明性の担保、情報開示の促進に積極的に取り組んでおり、SBP の示す方向性にあると言える。以下の外部評価に加え、事業の事後評価においても事業毎に有識者からの第三者意見が公開されている。

- ・ 開発協力適正会議：
外務省主導で、事業形成前に関係分野に知見を有する独立した委員と JICA が意見交換を行い、事業の妥当性を確認し、政府開発援助の質と透明性の向上を図ることを目的に開催されるもの。
- ・ 環境社会配慮助言委員会：
JICA が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を得るために設置しており、学術研究機関や NGO 等の外部の専門家から構成される。事業形成前からモニタリング段階に至り JICA からの報告に基づき環境社会配慮面での助言を行うもの。
- ・ 事業評価有識者委員会：
JICA が協力事業等の評価に関する助言を受け、評価の質の向上、フィードバックの強化、評価改善を目的に設置しており、外部の専門家から構成される。

環境・社会に配慮した事業スクリーニング

TICAD 債対象事業のうち、環境社会配慮ガイドライン上、カテゴリ分類 A（環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つ）と判断されたプロジェクトは 7 件あった。それらのプロジェクトでは、環境社会配慮委員会からの助言内容を基に協力事業がもたらすネガティブなインパクトを低減するべく様々な取組が行われている。本オピニオン作成時に公開されている 4 件の助言内容について、事前評価時点で大きな問題がなく、助言内容に基づいた検討が進められていることを確認した。モニタリング段階での助言事項が多いことから、事業開始後や供用後の対応が滞りなく進められていることを確認する必要があると考える。なお、それ以外の 3 件については、JICA が定める旧版のガイドラインのプロセスに基づき環境社会配慮の取り組みを実施していることを確認した。

更に、環境社会配慮ガイドラインの不遵守を理由とした環境・社会問題については、その迅速な解決の為にステークホルダーからの異議申立制度が整備されている。なお、今回の対象事業において、異議申立が行われている事業はないことを確認した。

③ 資金管理

本項目は、JICA が調達資金を適切に管理し、資金使途で示した以外のものには利用されないような仕組みを有し、適切に運用されているかを確認するものである。レビューの結果、TICAD 債を含む JICA 債全体の調達資金は十分に透明性のあるシステムの下で管理されている。その上で TICAD 債の調達資金については管理が区分される予定であることを確認した。

重厚な検査・監査体制

SBP は SB の調達資金を運用する口座の独立性・透明性の確保を重視している。この点においては、JICA 法第 17 条に基づき、有償資金協力業務とそれ以外の業務につき、経理を

明確に区分している。また、同法第 32 条においては、JICA 債の調達資金が有償資金協力業務に必要な資金の財源に充てることが明示されていることから、その他の用途に利用されることはない。

また、有償資金協力業務における資金管理状況は、会計検査院、会計監査人（公認会計士、または監査法人）、監事（3 名）がそれぞれ業務の検査・監査を実施しており、十分なチェック体制が整備、運用されているものと判断できる。

相手国における資金管理体制

有償資金協力事業における資金の一般的な流れは、JICA が相手国政府との借款契約を締結し、同国政府経由で開発事業（公共事業）を行う事業実施機関に資金を供与するか、相手国政府の債務保証を得た公社や金融機関が事業実施機関に資金を供与する方法の二つである。JICA が定める資金の貸付実行方式においては、調達する内容（役務、物品等）に応じて必要とされる書面及び、帳票等を明確に定義しており、契約時の内容にそぐわない調達には貸付実行が行われることはない。

2014 年 10 月に公表された「JICA 不正腐敗防止ガイドランス」によれば、国内の企業のみならず、相手国政府や事業実施機関に対しても、賄賂の要求等、不正腐敗防止に向けた取組みを進めており、JICA 有償資金協力事業における標準入札書類においては、不正腐敗の通報制度が盛り込まれている。このように、調達資金を充当した事業においても十分な制度および体制が整備されていると言える。


④ レポーティング

本項目は、JICA が調達資金の運用状況を公開し、対象事業の概要、金額、想定されるインパクト等の情報が公開され、適切な頻度で情報が更新されているかを評価するものである。SBP では、SB の対象事業を通じて生み出されるインパクトの開示を最も重視しており、その定量的指標、定性的指標、主要な評価手法や評価仮説などの情報を公開することが推奨されている。レビューの結果、TICAD 債の対象事業の効果や調達資金の充当状況を取りまとめたインパクトレポートの公開が予定されており、SBP が推奨する情報開示手法と合致すると考える。これまで発行してきた JICA 債と比較し、対象事業のインパクトを投資家により具体的に分かりやすく情報提供ができる点を評価する。



(2) 対象事業の評価

前項に示した評価項目に基づき、対象事業の評価結果を各セクター別に提示する。


① 再生可能エネルギー(対象:3件)

<p>ポジティブなインパクトの創出 (定量的効果/定性的効果)</p>	<p>(定量的効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 対象事業によって供給される再生可能エネルギーの発電量(推計)は約1,913GWh/年である。 - 対象事業によって抑制しうるGHG排出量は、年間約124万t-CO₂(*)である。* 代替される従来のエネルギー分に相当するGHG排出量(ベースライン排出量)と、当該プロジェクト稼働後のGHG排出量(プロジェクト排出量)の差分により算出 <p>(定性的効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 電力供給の増加及び系統の安定化による民生向上につながる。 - 電力が供給されることによって、地域経済発展、投資環境改善、環境負荷軽減にも寄与する。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事業の効果を促進させるための電力設備の運営維持管理を行う人材育成の支援を実施している。
<p>ネガティブなインパクトの軽減 (環境社会配慮の検討状況)</p>	<p>(環境側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 地熱事業の一部のサイトは国立公園に隣接しているが、自然環境や景観への配慮により、ネガティブな影響の最小化が図られている。 - 地熱事業においては、発電容量に応じた蒸気量が得られなくなるリスクを軽減するため、実施国側で貯留層の調査が行われ、十分な蒸気量を確保できる旨を確認済みである。 <p>(社会側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 対象事業のうち2件に住民移転が発生している。実施国側もしくはJICAガイドラインに基づいて策定される移転移転計画に基づき、用地取得、住民移転、補償手続きが進められている。
<p>関連するSDGs (主な項目のみ)</p> 	<p>7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。</p> <p>7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p> <p>7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う</p>
<p>対応するTICAD成果文書とその項目</p>	<p>TICAD IV 「環境・気候変動問題への対処」の措置である、「クリーン・エネルギーの利用促進及びエネルギー・アクセスの改善」</p> <p>TICAD V 「IV 持続可能かつ強靱な成長の促進」の重点分野である「水力、太陽光、地熱、バイオマス及び風力発電を含めた再生可能エネルギーへの投資促進」</p>



② 灌漑(対象:2件)

<p>ポジティブなインパクトの創出 (定量的果/定性的効果)</p>	<p>(定量的効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 対象事業によって受益する総面積は、61,710haである。事業実施前の2.6倍に当たる。 <p>(定性的効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 灌漑面積の増加による農業収入の獲得により、貧困削減に寄与する。 - 「小規模灌漑事業」においては特に貧困層に属する小規模農家を裨益者としている。
<p>ネガティブなインパクトの軽減 (環境社会配慮の検討状況)</p>	<p>(環境側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「ムエア灌漑開発事業」では、農薬の利用による水質悪化を防ぐ為に、農薬の適正使用に関する指導が農民に行われる予定である。また、安全な飲料水確保のための井戸が整備される予定である。 <p>(社会側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「ムエア灌漑開発事業」では、住民移転が発生しており、実施国側のガイドラインに基づいて策定された移転計画に基づき、用地取得、住民移転の手続きが進められている。 - 完工後は、水利組合から徴収した水利費によって適切な運営・維持管理が進められる。開発効果の低減を避けるため、いずれの事業においても水利組合の組織運営、財政基盤の強化のための検討がなされている。
<p>関連する SDGs (主な項目のみ)</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">  <p>1 貧困をなくそう</p> </div> <div>  <p>2 飢餓をゼロに</p> </div> </div>	<p>1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。</p> <p>2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。</p> <p>2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。</p>
<p>対応する TICAD 成果文書とその項目</p>	<p>TICAD IV 「農業及び農村開発」の措置としての「持続可能な水資源の管理及び土地利用の支援」</p>


③ 運輸(道路・橋梁)(対象:13件)

<p>ポジティブなインパクトの創出 (定量的果/定性的効果)</p>	<p>(定量的効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 完工後、対象事業の移動に関する所要時間は、全事業を平均して約58%短縮される予定である。 <p>(定性的効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当該地域の交通渋滞の解消による生活環境が改善する。 - 交通アクセスの改善による物流網が活性化する。
<p>ネガティブなインパクトの軽減 (環境社会配慮の検討状況)</p>	<p>(環境側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当該地域の発展に伴う交通量増加によって、長期的にみればCO2対策といった環境側面についても環境社会管理計画に則って対策を講じていくべきと考える。 <p>(社会側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 道路・橋梁の整備、改善により渋滞解消や事故防止が見込まれるものの、供用後の交通量増加に伴う安全対策も必要と考える。 (SDGs ターゲット 3.6:2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。) - 対象事業のうち9件に、住民移転が発生している。実施国側もしくはJICAガイドラインに基づいて策定される移転計画に基づき、用地取得、住民移転、補償手続きが進められている。 - 対象事業のうち8件で、工事中の労働者もしくは地域コミュニティ向けのHIV/AIDS感染予防対策の実施が予定されている。実施内容の定期的なモニタリングを行うことが望ましい。 - 対象事業のうち6件で、女性の雇用促進や地域住民へのジェンダー啓発活動の実施が予定されている。実施内容の定期的なモニタリングを行うことが望ましい。 - 対象事業のうち2件で、環境配慮助言委員会の助言事項においては、密猟が増える可能性があるとの指摘があり、供用後のモニタリングを行うことが望ましい。
<p>関連するSDGs (主な目標のみ)</p> 	<p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p>
<p>対応するTICAD成果文書とその項目</p>	<p>TICAD IV 「成長の加速化」の措置としての「広域運輸インフラ(道路・港湾等)」</p> <p>TICAD V 「II インフラ整備・能力強化の促進」の重点分野としての「都市部及び地方部の双方における基幹インフラ整備」</p> <p>TICAD VI 「ピラー1 経済の多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進」における「人材開発」における「質の高いインフラ」整備</p>


④ 社会的サービス(上水、淡水化事業)(対象:5件)

<p>ポジティブなインパクトの創出 (定量的果/定性的効果)</p>	<p>(定量的効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 上水道整備事業による給水人口は、総計で約 642 万人と事業実施前の約 1.3 倍に増加する。 <p>(定性的効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 安定的な水道サービスの提供による住民の生活環境が向上する。 - 浄水、送水施設の強化による水汲み労働が軽減される。
<p>ネガティブなインパクトの軽減 (環境社会配慮の検討状況)</p>	<p>(環境側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 淡水化システムを含む 2 事業においては、供用後の海水濃縮水の排出にかかる周辺海域の水質への影響を軽減するため、対象国の国内法令及び IFC EHS (環境・健康・安全) ガイドラインに基づき、適切な排水処理設備の導入が予定されている。 <p>(社会側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 対象事業 5 件における事業実施地域の住民移転は発生していない。
<p>関連する SDGs (主な項目のみ)</p>  	<p>1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>6.1 2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。</p> <p>6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。</p> <p>6.a 2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。</p>
<p>対応する TICAD 成果文書とその項目</p>	<p>TICAD IV 「成長の加速化」の措置としての「水関連インフラ」整備 TICAD V 「V 万人が成長の恩恵を受ける社会の構築」の重点分野である「都市及び地方双方における安全な水及び衛生状態の持続可能な供給及びアクセスの改善」</p>

⑤ ジェンダー／金融・起業家支援(対象:2件)

<p>ポジティブなインパクトの創出 (定量的果／定性的効果)</p>	<p>(定量的効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 支援した金融機関の女性顧客比率が増加する。 - 金融サービスを受けた女性起業家数が増加する。 <p>(定性的効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 女性起業家の育成および金融アクセスの向上を通じ、女性の社会、経済的地位の向上に貢献する。 <p>*なお、「Women's World Banking 女性の金融アクセス向上事業」の支援額のうち4割がサブサハラ・アフリカ向けであり、それ以外は、他の開発途上地域が対象となっている。</p>
<p>ネガティブなインパクトの軽減 (環境社会配慮の検討状況)</p>	<p>(環境側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 特になし。 <p>(社会側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「女性起業家支援事業」で金融サービスの対象となるのは、女性起業家が経営しており、かつ中小零細企業に絞った選定がなされていることを確認した。 - 「Women's World Banking 女性の金融アクセス向上事業」において、当該ファンドの投資先金融機関が融資先の女性経営者に対し、人権に配慮した公平な顧客の取り扱いをする旨の方針を確認した。
<p>関連する SDGs (主な項目のみ)</p>  	<p>5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p> <p>5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。</p> <p>8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p>
<p>対応する TICAD 成果文書とその項目</p>	<p>TICAD V 「I 経済成長の促進」の重点分野である「アフリカ女性のリーダーシップ、管理、起業における能力強化」</p> <p>TICAD VI 「ピラー1 経済の多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進」における「人材開発」、「ピラー3 繁栄の共有のための社会安定化の促進」における「社会安定化と平和構築」</p>

⑥ 教育(対象:3件)

<p>ポジティブなインパクトの創出 (定量的果/定性的効果)</p>	<p>(定量的効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> - エジプトの初等教育において日本式教育を受ける児童数が増加する(具体的目標値は現在検討中)。 - エジプトの高等教育において、最大 1,360 名の教育・保健分野の留学生・研修生(うち、博士・修士学位取得者は最大 190 名)の受入が見込まれる。 - モロッコの初等教育分野において、事業対象 4 地域で純就学率が約 1.5 倍(各対象地域の増加率の平均値)改善する。 <p>(定性的効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 教育の質向上による若者の能力向上。長期的に見た、経済安定。
<p>ネガティブなインパクトの軽減 (環境社会配慮の検討状況)</p>	<p>(環境側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 特になし。 <p>(社会側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 途上国における教育格差の是正のため、教育の受益者の選定における社会包摂的な視点を以下の通り確認した。 - 「人材育成事業(エジプト・日本教育パートナーシップ)」ではジェンダー配慮の視点から、選抜過程において女性の参加率を 25%以上確保する予定である。 - 「エジプト・日本学校支援プログラム」では、ジェンダー状況に即した活動内容の検討、ジェンダー視点に立ったモニタリング活動の実施を先方政府に提案している。その他、エジプト日本学校では、特別支援が必要な児童の受入、一部の児童への奨学金給付を行っている。 - 「モロッコ基礎教育セクター支援事業」では、教育指標にジェンダー格差是正が目的の一部となっている他、JICA が実施済みの技術協力プロジェクト「公平な教育振興プロジェクト」において、教育のアクセスと質の格差是正を目標としていた。
<p>関連する SDGs (主な項目のみ)</p> 	<p>4.1 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>4.3 2030 年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。</p>
<p>対応する TICAD 成果文書とその項目</p>	<p>TICAD IV 「MDGs 達成」の措置としての「基礎教育—アクセスと質の改善」および「ポスト基礎教育及び高等教育/研究」</p> <p>TICAD V 「V 万人が成長の恩恵を受ける社会の構築」の重点分野である「適切な教育施設の供給。教員の能力向上及び関係者の管理行政能力の改善を通じた、初等及び中等教育並びに職業訓練への衡平性に配慮したアクセス及び質の向上」</p>

(3) 結論

「TICAD 債」を SBP が示す 4 項目に基づきレビューした結果、「TICAD 債」は SBP が示す、社会課題への対応を目的としたソーシャルボンドの特性に従うものとして評価する。加えて、選定された対象事業は、TICAD IV「横浜行動計画」、TICAD V「横浜行動計画 2013-2017」および TICAD VI「ナイロビ実施計画」で示されたアフリカ開発方針に何れも合致し、SDGs が示す各目標の達成にも貢献するものである。

「資金使途」について、TICAD 債の調達資金が充当される有償資金協力事業は、その対象セクターおよびアフリカ地域の対象国選定において明瞭な適格基準が設定されていると言える。

「事業評価・選定プロセス」について、対象事業は適格基準に基づき、セクターや対象国のバランスを考慮して評価・選定されており、特に運輸案件はより効果の発現が期待される回廊開発に資する案件が多い。また、有償資金協力業務を含む JICA 事業では SBP が推奨する外部評価の体制が十分に整備されており、透明性の担保と情報開示を実現できていることを評価する。

「資金管理」について、TICAD 債を含む JICA 債全体の調達資金は十分に透明性のあるシステムの下で管理されている。その上で TICAD 債の調達資金については管理が区分される予定である。

「レポートニング」について、TICAD 債の対象事業の効果や調達資金の充当状況を取りまとめたインパクトレポートの公開が予定されており、これまで発行してきた JICA 債と比較し、対象事業のインパクトを投資家により具体的に分かりやすく情報提供ができる点を評価する。

参考資料一覧

No.	資料名
1	JICA 2018 Annual Report: 国際力機構 年次報告書 https://www.jica.go.jp/about/report/2018/index.html
2	JICA 2018 Annual Report: 国際協力機構 年次報告書 別冊(資料編) https://www.jica.go.jp/about/report/2018/list02.html
3	独立行政法人国際協力機構中期目標 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf
4	JICA 環境社会配慮ガイドライン http://www.jica.go.jp/environment/guideline/
5	異議申立手続要領 および 異議申立審査役 年次報告書 http://www.jica.go.jp/environment/objection.html
6	JICA 事業評価ガイドライン第2版 http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html
7	事業評価年次報告書 2018 https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2018/index.html
8	資金協力事業 開発課題別の指標例 https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/ku57pq00001ww0o9-att/aid_business_all.pdf
9	平成 30 事業年度決算公告 https://www.jica.go.jp/disc/settle/index.html
10	平成 30 事業年度 独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定業務報告書 https://www.jica.go.jp/disc/settle/h28/ku57pq000020msc5-att/fin_02.pdf
11	2018 年度(平成 30 年度)業務実績等報告書 https://www.jica.go.jp/disc/jisseki/ku57pq00000fveqt-att/jisseki_2018_01.pdf
12	JICA 不正腐敗防止ガイダンス https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf
13	TICAD IV 横浜行動計画 https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/tc4_sb/pdfs/yokohama_kk.pdf
14	TICAD V 横浜行動計画 https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000210.html
15	TICAD VI ナイロビ実施計画 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000184371.pdf

株式会社日本総合研究所について

- 名称 株式会社日本総合研究所 (The Japan Research Institute, Limited)
- 創立 1969年2月20日
- 資本金 100億円
- 従業員 2,621名 (2019年3月末現在)
- 株主 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
- 本社 東京本社：〒141-0022 東京都品川区東五反田2丁目18番1号
TEL 03-6833-0900 (代)
大阪本社：〒550-0001 大阪市西区土佐堀2丁目2番4号
TEL 06-6479-5800 (代)
- 支社 シンガポール
- グループ会社 株式会社日本総研情報サービス
株式会社 JSOL
JRI America, Inc. (ニューヨーク)
JRI Europe, Ltd. (ロンドン)
日綜(上海)情報システム有限公司
日綜(上海)情報システム有限公司 北京諮詢分公司
- 営業に関する登録
プライバシーマーク使用許諾事業者 許諾番号：11820002 (09) 号
ISO14001 環境マネジメントシステム審査登録 登録番号：JQA-EM0223 東京本社

免責事項

(本レポートについて)

本資料は、株式会社日本総合研究所（以下、日本総研）が広く TICAD 債の投資家および JICA のステークホルダー（以下、あわせて、投資家等）に対する参考情報として閲覧されることを目的として作成したものです。その内容・記述は一般に入手可能な公開情報に基づき、JICA への取材を通じて必要な補充を加え作成したものであり、当該情報の正確性および完全性を保証するものではありません。

日本総研は、投資家等が本資料を利用したこと又は本資料に依拠したことによる直接・間接の損失や逸失利益及び損害を含むいかなる結果についても一切責任を負いません。最終投資判断は投資家等においてなされなければならず、投資に対する一切の責任は閲覧した投資家等にあります。

(金融商品取引法等)

日本総研は、法令の定めにより、有価証券の価値に関する助言その他の投資顧問業務、M&A 案件における所謂フィナンシャルアドバイザー業務等を行うことができません。

(SMBC グループとの関係)

日本総研は三井住友フィナンシャルグループに所属しており、当社内のみならず同グループ内各社の業務との関係において、利益相反のおそれがある業務は実施することができません。

「利益相反管理方針」(<http://www.smfg.co.jp/riekisouhan/>)に従って対応しますので、ご了承ください。

当社によるコンサルティングの実施は、SMBC グループ傘下の金融機関等とは独立に行われるものであって、これら金融機関からの資金調達の可能性を保証するものではありません。

(反社会的勢力の排除)

日本総研は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的行為による当社業務への不当な介入を排除しいかなる利益も供与しません。当社は、当社業務に対する反社会的な強要や脅迫等に対しては、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日)の趣旨に従い、外部専門機関に相談するなど毅然とした対応をとります。当社は、お取引先が反社会的行為により当社業務に不当な介入等を行った場合、お取引に係る契約を解除することができるものとします。

(本資料の著作権について)

本資料の著作権は JICA および日本総研に帰属し、承諾を得ずに複製、転写、引用、配布を行うことは禁じます。